平成25年8月9日

平成25年8月7日健康保険組合連合会

社会保障制度改革国民会議の報告書について (健保連・平井克彦会長のコメント)

このほど、社会保障制度改革国民会議において報告書がまとめられたが、その内容には、 国民皆保険と高齢者医療を支えるための拠出金負担に苦しんでいる健保組合の厳しい財 政状況に関する認識がまったく感じられない。改革への大きな期待を裏切るものであり、健 保連として、到底、納得できるものではない。

国民会議は、社会保障制度改革推進法にもとづき、医療、介護、年金、少子化対策の4分野の改革について議論してきた。このうち医療については、今後も増え続ける高齢者医療にかかる費用負担のあり方を見直し、持続可能な制度への再構築を図ることが最重要課題であったはずだが、この問題について、議論が尽くされず、将来展望につながる具体策は見出されなかった。

かねてより健保連は、高齢者医療制度の持続性を担保するためには、とくに前期高齢者 医療への公費投入・拡充が必要と訴えてきたが、結果として、報告書に反映されなかったの は極めて残念である。併せて、伸び続ける医療費の効率化、適正化のために諸策を講ずる ことも求めてきたが、70歳から74歳の患者負担の見直し等、一部、方策が見られるものの、 充分とは言えない。

また、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入によって削減される国庫財源を、被用者保険ではなく、国民健康保険の財政補填のために転用するといった方策が、強い反対意見があったにもかかわらず、報告書に打ち出された。これは、現在すでに、国保のために過重な財政負担を強いられている被用者保険に対して、さらなる負担増を求めるものである。国保財政の分析と改善の努力が不十分なまま、国の財政責任を被用者保険に転嫁する方策は、国民の理解を得られるはずもなく、強く反対する。

今後、この報告書の内容を踏まえた法制上の措置が講ぜられることになるが、政府・与党においては、現役世代の負担軽減、持続可能な制度への再構築につながる真の改革の実現に向けた熟慮を求めたい。その際、本年通常国会の健康保険法等一部改正法の審議で採択された「附帯決議」の趣旨を尊重し、過重な拠出金負担の軽減を実現されることを改めて強く要請する。